

# 委託訓練の委託契約に係る競争入札参加資格の審査要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により県が調達する委託訓練の委託契約について的一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格要件並びに申請時期及び方法等について定めるものとする。

## (役務等の種類)

第2条 委託訓練の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札により発注する委託訓練の種類は次のとおりとする。

- (1) 離職者等委託訓練 知識等習得コース
- (2) 離職者等委託訓練 委託訓練活用型デュアルシステム
- (3) 離職者等委託訓練 大型自動車一種運転業務従事者育成コース
- (4) 離職者等委託訓練 eラーニングコース
- (5) 障害者委託訓練 知識・技能習得訓練コース

## (一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格)

第3条 委託訓練の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格（以下「資格」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (4) 国税及び秋田県税の滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (5) 介護系訓練については、国又は県から所定の養成施設として指定を受けている者であること。その他の訓練については、県の委託訓練と同等の資格を取得目標とする教育訓練を実施し、入校・修了実績を有する者であること。
- (6) 県からの受注業務に関して、指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていること。
- (8) その他県が別に定める条件を満たす者であること。

## (資格審査申請書の提出時期及び方法)

第4条 資格審査の申請は、知事が別に指定した期間内に、秋田県委託訓練委託契約競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）及び添付書類（以下「申請書類」という。）を提出しなければならない。

ただし、知事が必要と認めたときは、別途、指定した日までに申請書類を提出し、資格審査を受けることができる。

2 資格審査の申請は、知事が別に指定した提出先に、当該提出先の指示により作成した申

請書類を、郵送にて申請するものとする。

(競争入札参加資格者の決定及び登録)

第5条 知事は、資格審査を行い、競争入札に参加する資格を有する者（以下「資格者」という。）を決定したときは、競争入札参加資格決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、競争入札資格者名簿（様式第3号）に登録するものとする。

(資格の有効期間及び当該期間の更新手続)

第6条 資格の有効期間は、競争入札参加資格決定通知日から翌年の3月末日までとする。

2 資格は前項に指定する年度に実施される第2条に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

(資格者の決定の取り消し)

第7条 資格者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を取り消すものとする。また、知事は資格者の決定を取り消したときは、競争入札参加資格取消通知書（様式第4号）をもって通知するとともに、競争入札資格者名簿から削除するものとする。

- (1) 資格者が、虚偽の申請又は不正な方法により資格審査を受けたとき。
- (2) 第3条に規定する一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格要件を欠いたとき。
- (3) 資格に係る営業に關し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

(申請の記載事項の変更)

第8条 資格者は、申請書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第5号）を知事に届出なければならない。

(事業の休止又は廃止の届出)

第9条 資格者が事業を休止又は廃止しようとするときは、速やかに事業休止（廃止）届（様式第6号）を知事に届出なければならない。

(企画提案競技における参加資格の審査)

第10条 委託訓練の委託契約について企画提案競技により実施する場合においては、委託訓練の種類を別に定めるほか、第3条から第9条までの規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成27年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月3日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成28年7月15日から施行する。
- 2 改正後の委託訓練の委託契約に係る競争入札参加資格の審査要綱の規定は、平成28年7月15日以後の申請から適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 31 年 1 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 14 日から施行する。